高松経済記者クラブへも 同時に資料提供しています。 令和5年5月24日(水)14:00 (公財)かがわ産業支援財団地域共同研究部 末澤 087-869-3440

香川県産業政策課 糖質バイオ・知的財産G 久保・山下 087-832-3352 (内 3424・3429)

# 石丸製麺(株)の「讃岐もち麦うどん」が機能性 表示食品としての届出を完了しました!

石丸製麺株式会社(高松市)が、大麦由来β-グルカンの機能性に着目して開発した「讃岐もち麦うどん」について、同社から消費者庁に機能性表示食品の届出\*1が行われ、このたび、下記の内容で届出が完了しました。

機能性表示食品の届出\*1 にあたっては、県が機能性評価に要する経費に対する助成を行うとともに、香川県産業技術センター\*2が機能性関与成分の分析支援を行いました。

また、(公財) かがわ産業支援財団が設置した「新機能性表示食品開発相談センター」\*\*3が、届出手続き等に対する支援を行いました。

## 【機能性表示食品の内容】

○届出日 : 令和5年1月31日 ○届出者名: 石丸製麺株式会社

○商品名 :「讃岐もち麦うどん」(届出番号 H1119)

○機能性関与成分:大麦由来 β-グルカン

○表示しようとする機能性:

食後の血糖値の上昇をおだやかにする

○1日摂取目安量:100g

(大麦由来β-グルカンが 1.055 g 含まれる。)

○製品価格:400円(税抜き)

○販売開始:令和5年6月1日(木)

<本製品に関する問合せ先>

石丸製麺株式会社 (担当:津村)

TEL: 087-879-6117



### <補足説明>

### ※1 機能性表示食品制度

特定保健用食品(トクホ)や栄養機能食品とは異なる機能性表示の制度であり、「機能性表示食品」は、事業者の責任で、科学的根拠を基に商品パッケージに食品機能性を表示するものとして、食品表示法に基づき消費者庁に届け出られた食品です。この制度は平成27年4月1日から施行され、これまでに全国で6,900件以上の商品の届出が完了されていますが、大手食品企業からの届出が多く、県内企業の届出商品は今回の商品を含めて37件となっています。

## ※2 香川県産業技術センター

消費者庁への届出に当たっては、科学的根拠に基づいた機能性の評価を行う必要があることから、香川県産業技術センターでは受託研究や依頼分析等を通して、食品の機能 性関与成分の定量や評価を行っています。

#### <支援内容>

機能性関与成分の分析

#### ※3 新機能性表示食品開発相談センター

県内食品企業等の機能性表示食品の取組みを推進するため、平成27年6月に(公財) かがわ産業支援財団地域共同研究部内に設置した相談センターで、相談員2名を配置しています。今回の消費者庁への届出にあたり、石丸製麺(株)から業務を受託し、次の取組みを行いました。

#### <支援内容>

- ①届出書類(案)の作成。
- ②届出内容に対する消費者庁からの指摘事項(質問事項)対応の協力。